

CITY OF YOKOHAMA

自立生活援助について

自立生活援助とは

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービス

実施主体について（R6年度報酬改定）

一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体要件の廃止。

対象者

- (1)障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等(※1)から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- (2)現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※2)
- (3)障害、疾病等の家族と同居しており、(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者(※2)
- (4)同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

対象者

※1

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者

※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。

- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就労支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者

対象者

※2 自立生活援助による支援が必要な者の例

- ①地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ②人間関係や環境の変化によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族死亡、入退院の繰返し等)
- ③その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

支援内容

(1)自立生活援助計画の作成、評価(3か月に1回)

利用者との面接・アセスメント→計画の原案作成→個別支援会議の開催

(2)概ね週に1回以上、少なくとも月に2回以上の居宅訪問

(月1回の居宅訪問かつ、オンライン面談による支援も可)

(3)定期的な訪問等による支援

(4)随時の通報による支援等

利用者の状況把握／関係機関との連絡調整／常時の連絡体制の確保

(5)心身の状況等の把握

(6)その他地域における自立した生活を営むために必要な援助

基本報酬の
算定要件です

自立生活援助の留意事項

- ・区分不要
- ・標準利用期間は、原則1年間
標準利用期間を超えての延長は、審査会の個別審査を経たうえで判断される。
※延長を申請する場合、サービスの給付決定が終了する2か月前までに援護の実施機関(横浜市の場合は受給者証発行区)へ連絡
- ・障害者総合支援法の「地域定着支援」及び「就労定着支援」、横浜市障害者自立生活アシスタントとの併給は不可。

人員に関する基準

管 理 者	1名
従業者	<p>※サービス管理責任者や地域生活支援員・他事業の職員と兼務可</p> <p>ア サービス管理責任者が常勤である場合 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数 (ア) 利用者の数が60人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>イ ア以外の場合 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数 (ア) 利用者の数が30人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>※自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一事業所にて運営している場合は、相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務可</p>
	地域生活支援員 事業所ごとに1名以上

※同一の利用者に対して、サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務可

基本報酬

区分	地域生活支援員 1人あたり利用者数		説明
自立生活援助 サービス費	(I)	30人未満	30人以上
		1,566単位／月	1,095単位／月
	(II)	30人未満	30人以上
		1,172単位／月	821単位／月
	(III)	700単位	地域生活支援員がひと月に利用者の居宅への訪問による支援と及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ月に1度以上行った場合に算定可

加算①

加算名	単位数		説明	
初回加算	500単位／月		利用開始月に算定	
同行支援加算	2回以下 500単位／月 3回 750単位／月 4回以上 1000単位／月		利用者の外出に同行し手続等の支援を行った月に算定	
福祉専門職員配置等加算	(I)	常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上	450単位	常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者の割合により算定
	(II)	常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上	300単位	
	(III)	地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員30%以上	180単位	

加算②

加算	単位数	説明
緊急時支援加算	(I) 711単位／日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの間）に訪問または一時的な滞在による支援を行った場合 ※地域生活支援拠点として届出をしている場合、さらに50単位/日を加算
	(II) 94単位／日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合
日常生活支援情報提供加算	100単位／回	精神科病院に通院する利用者の必要な情報を当該精神科病院に提供した場合に加算（利用者1人につき1月に1回まで算定可）
集中支援加算	500単位／回	自立生活援助サービス費(I)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算

加算③

加算名	単位数	説明
ピアサポート体制加算	100単位／月	ピアサポート研修を修了した者を障害者とその他職員を常勤換算で0.5人以上配置
居住支援連携体制加算	35単位／月	居住支援法人又は居住支援協議会との連携により、利用者の住宅確保及び居住支援の図る体制を確保し、居住支援法人等に対し、1月に1回以上利用者の住宅確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合
地域居住支援体制強化推進加算	500単位／月	居住支援法人と共同して、利用者に生活上必要な説明等を行った上で、協議会や包括ケアの協議の場で、居住支援における課題を報告した場合